

後期高齢者医療制度の概要

(平成26年度版)

山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	-----	P 1～P 6
II	後期高齢者医療広域連合の組織	-----	P 7
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	-----	P 8～P 11
	市町村負担金の状況	(P 10・P 11)	
2	被 保 険 者	-----	P 12～P 15
	被保険者数の推移	(P 13)	
	年齢区分別の状況	(P 13)	
	所得区分別の状況	(P 14)	
	軽減被保険者の状況	(P 14)	
	異動事由別の状況	(P 14)	
	市町村別被保険者数	(P 15)	
3	保 険 料 の 賦 課	-----	P 16～P 20
	保険料賦課状況	(P 19・P 20)	
4	保 険 料 の 徴 収	-----	P 21～P 26
	保険料収納状況	(P 23)	
	市町村別収納状況	(P 24・P 25)	
	短期証等の交付状況	(P 26)	
	差押えの状況	(P 26)	
	不納欠損の状況	(P 26)	
5	保 険 給 付	-----	P 27～P 38
	医療費及び医療給付費	(P 30)	
	葬祭費	(P 30)	
	診療種別医療費の状況	(P 31)	
	1人当たり医療費の状況	(P 31)	
	市町村別医療費の状況	(P 32)	
	市町村別療養給付費の状況	(P 33)	
	市町村別1人当たり医療費【総額】	(P 34)	
	市町村別1人当たり医療費【内訳】	(P 35)	
	市町村別1人当たり療養費の状況	(P 36)	
	市町村別診療費諸率の状況	(P 37・P 38)	
6	医 療 費 の 適 正 化	-----	P 39
7	保 健 事 業	-----	P 40～P 42
	市町村別交付額の状況	(P 41)	
	市町村別交付額の状況（歯科）	(P 42)	
8	決 算 の 状 況	-----	P 43～P 47
	一般会計決算の状況	(P 45)	
	特別会計決算の状況	(P 46・P 47)	

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成十四年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	基本方針を決定 医療保険制度体系等に関する	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割
	被保険者の保険料 1割

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年 00 月	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

年 表

年 月	内 容
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

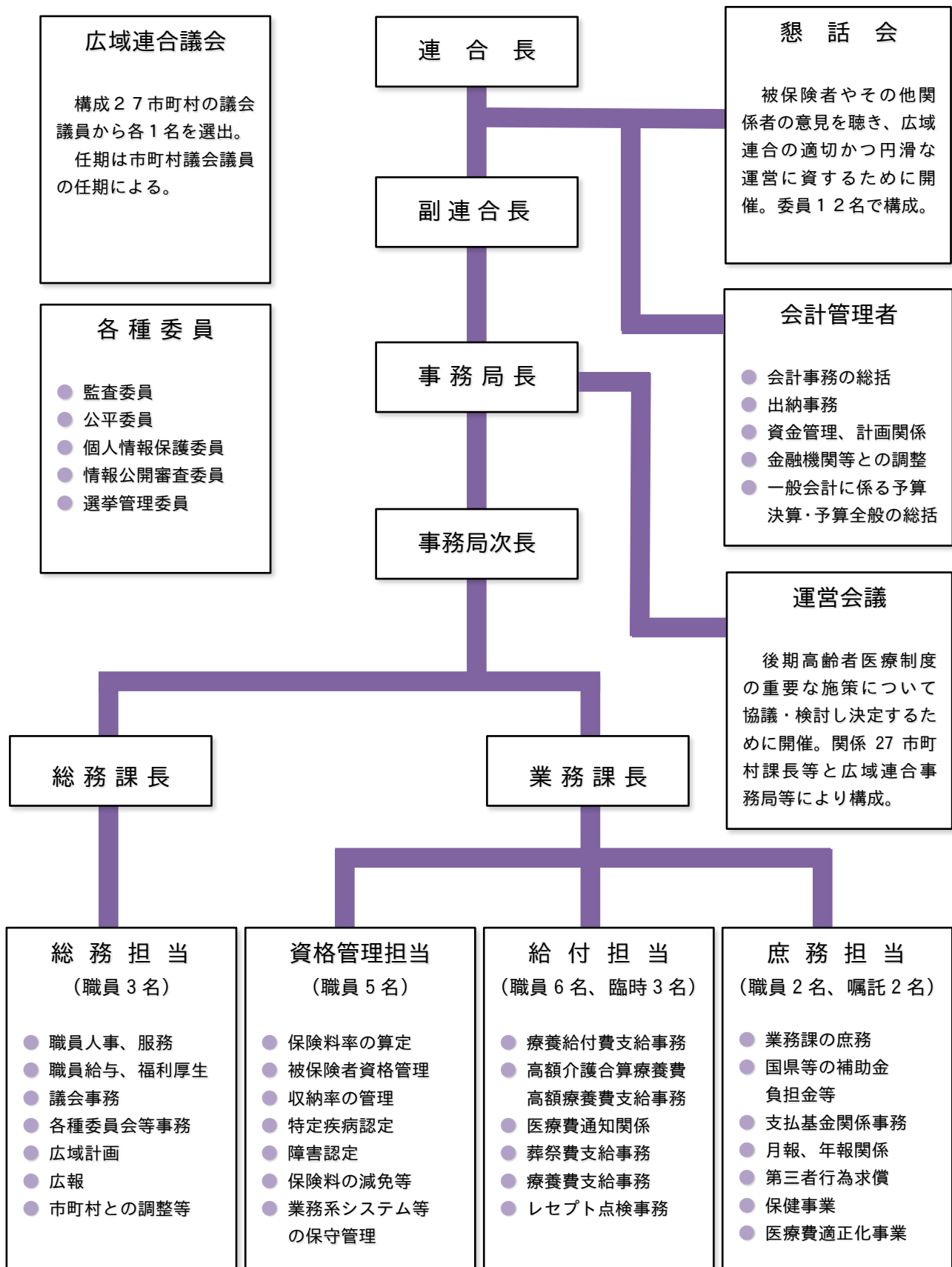
年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ■ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ■ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ■ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ■ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ■ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） ① 国民健康保険の安定化 ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

年 表

年 月	内 容
	③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し ・ 都道府県が、地域医療構想と整合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ■ 国民健康保険の安定化 ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ■ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ■ 負担の公平化等 ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ■ その他 ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）

II 後期高齢者医療広域連合の組織



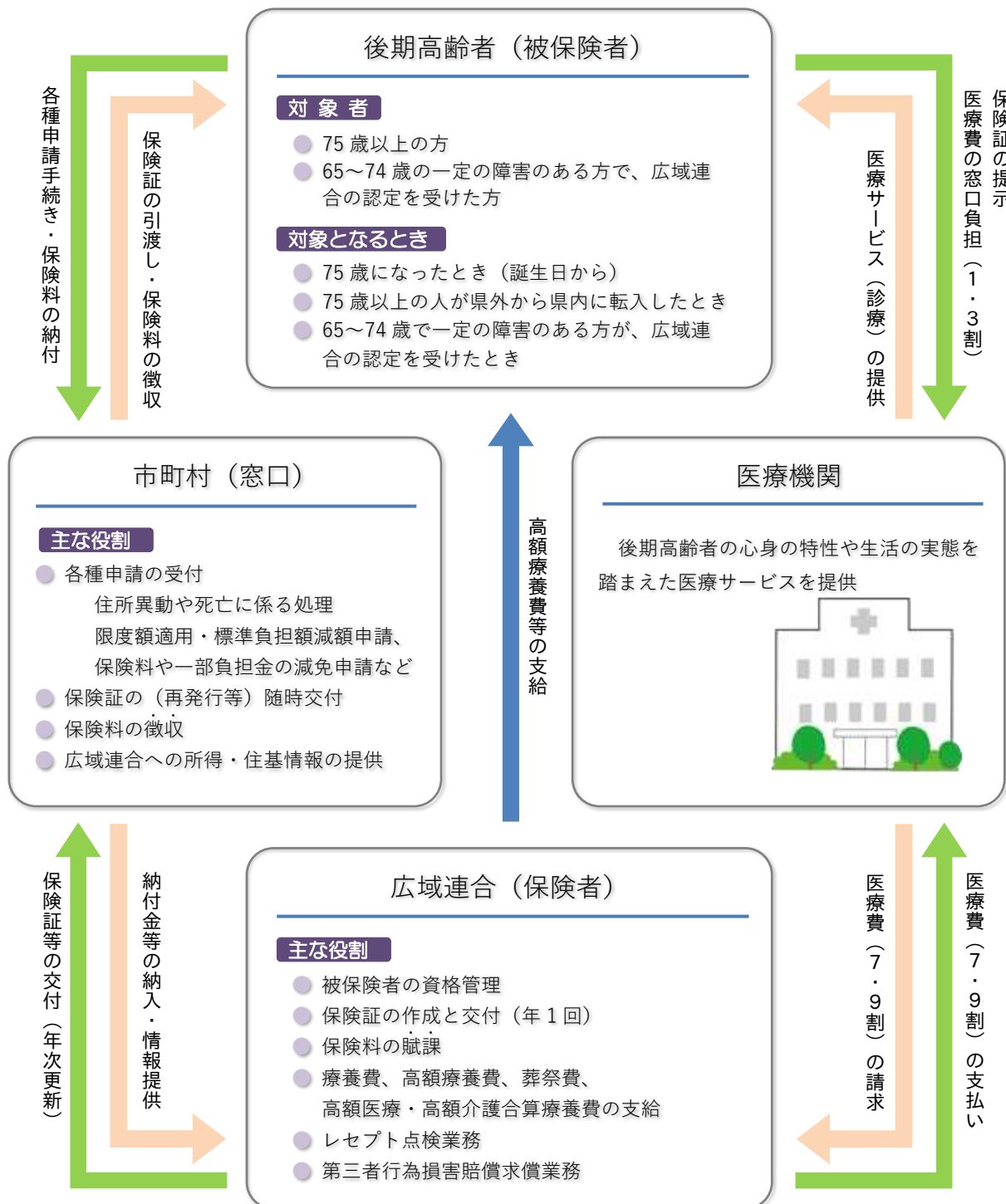
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

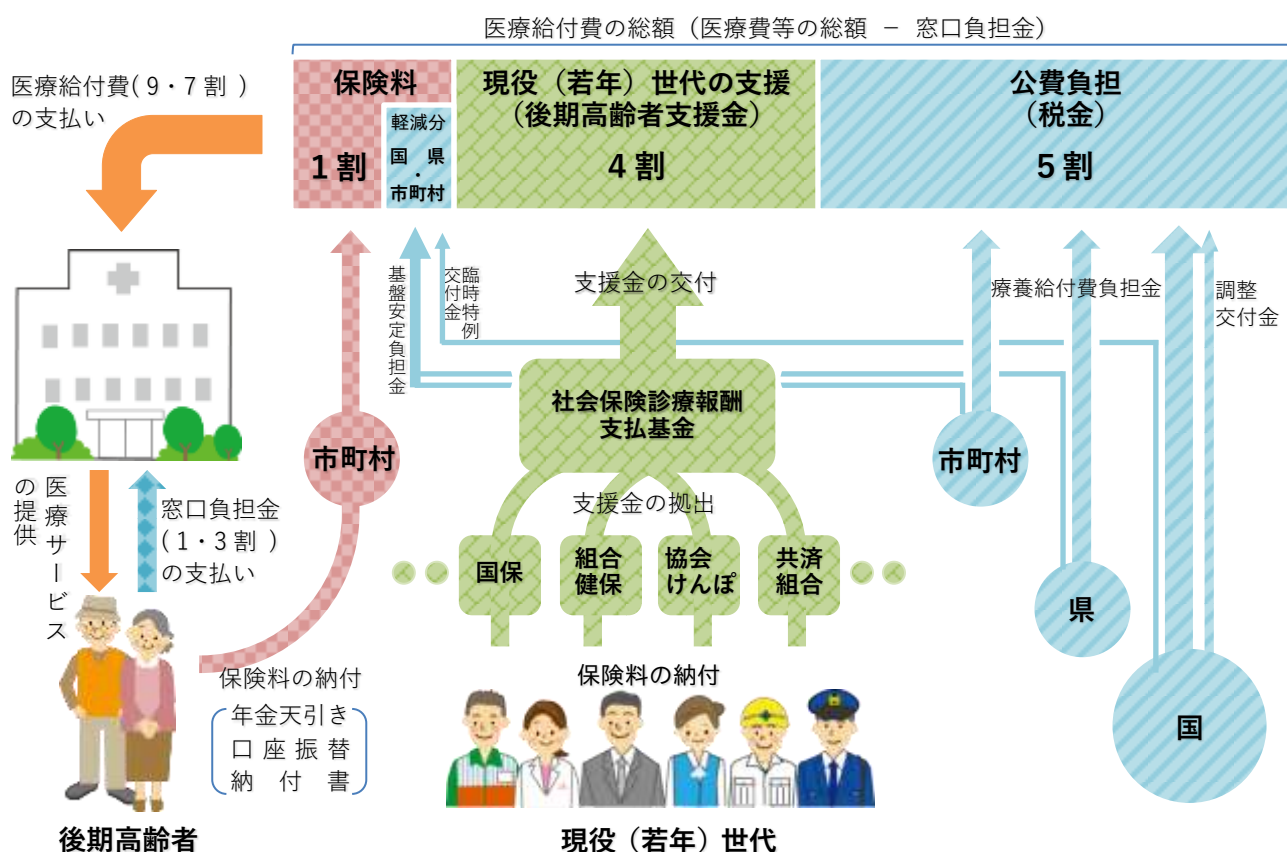
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



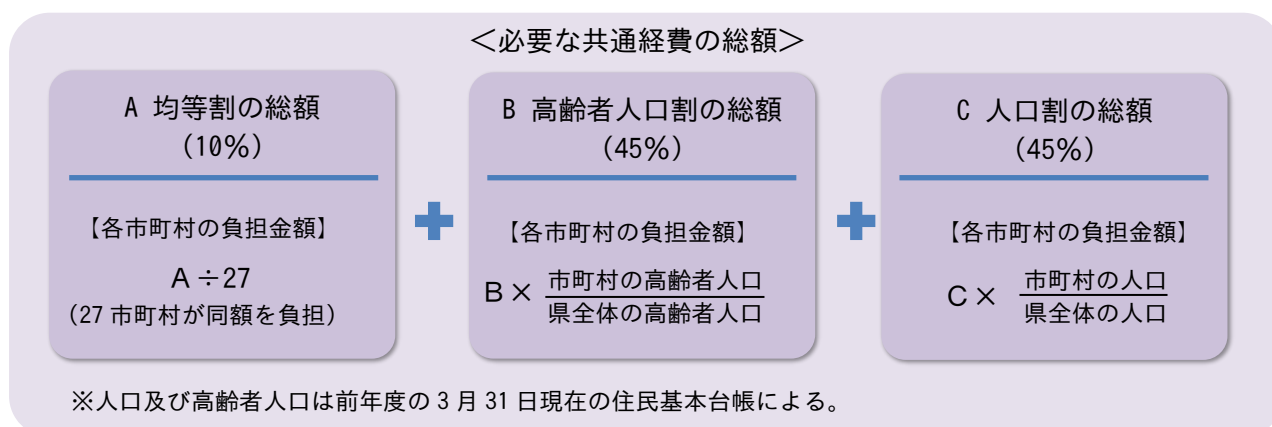
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、公費負担（5割）はされず、代わりに現役世代からの支援金が9割（通常は4割）充てられます。
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10％）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、平成26・27年度は10.73％となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金〔医療給付の財源〕の状況〔平成26年度〕

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲府市	1,007,962,180	625,038,460	12,274,690	1,645,275,330	1,789,573,822	429,586,540
2 富士吉田市	163,085,530	108,391,560	2,147,900	273,624,990	372,242,099	116,679,211
3 都留市	124,367,470	74,061,540	1,884,050	200,313,060	227,149,481	70,984,274
4 山梨市	172,725,480	94,546,720	1,391,730	268,663,930	390,161,099	95,150,374
5 大月市	155,512,320	57,422,160	1,131,590	214,066,070	280,953,766	78,715,511
6 韮崎市	121,533,150	54,174,800	839,996	176,547,946	234,909,427	68,575,465
7 南アルプス市	240,030,660	126,696,588	1,639,052	368,366,300	492,762,113	139,540,853
8 北杜市	260,798,140	97,108,020	1,758,880	359,665,040	470,332,128	142,903,877
9 甲斐市	240,212,900	145,312,490	1,216,430	386,741,820	430,399,050	103,742,982
10 笛吹市	259,622,630	188,157,220	2,092,410	449,872,260	611,472,833	145,822,841
11 上野原市	136,563,290	59,980,550	890,780	197,434,620	199,437,902	60,984,284
12 甲州市	180,041,320	93,537,910	1,232,730	274,811,960	349,279,207	88,859,918
13 中央市	81,747,920	66,223,220	439,420	148,410,560	176,431,502	47,433,962
14 市川三郷町	95,543,950	33,694,240	382,540	129,620,730	184,238,636	57,592,914
15 早川町	11,640,520	4,733,750	0	16,374,270	23,811,273	7,526,742
16 身延町	104,179,030	32,123,460	272,720	136,575,210	221,051,795	62,744,902
17 南部町	57,162,310	20,107,540	0	77,269,850	111,099,812	29,911,952
18 富士川町	80,964,890	33,764,860	667,136	115,396,886	160,658,172	48,377,722
19 昭和町	43,507,220	69,109,350	535,310	113,151,880	84,609,766	22,112,228
20 道志村	9,918,070	4,411,630	73,920	14,403,620	16,282,309	4,403,281
21 西桂町	11,439,680	6,096,410	180	17,536,270	37,429,725	10,222,022
22 忍野村	17,347,230	7,880,420	153,380	25,381,030	49,867,780	12,487,774
23 山中湖村	23,787,850	28,494,560	1,158,610	53,441,020	39,004,697	7,844,929
24 鳴沢村	10,385,780	7,732,390	0	18,118,170	22,088,450	7,080,679
25 富士河口湖町	86,551,550	57,887,513	1,537,799	145,976,862	189,429,760	49,446,001
26 小菅村	3,879,040	2,501,670	0	6,380,710	13,488,923	4,153,257
27 丹波山村	4,120,080	773,140	0	4,893,220	10,074,147	4,603,707
広域連合	3,704,630,190	2,099,962,171	33,721,253	5,838,313,614	7,188,239,674	1,917,488,202

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [平成 26 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	25 年度負担金
1 甲 府 市	193,812	27,318	1,714,815	47,096,338	48,535,878	97,347,000	95,361,000
2 富士吉田市	51,061	6,504	1,714,815	12,407,829	11,555,654	25,678,000	25,054,000
3 都 留 市	31,663	4,298	1,714,815	7,694,113	7,636,255	17,045,000	16,732,000
4 山 梨 市	36,978	5,804	1,714,815	8,985,658	10,311,964	21,013,000	20,698,000
5 大 月 市	26,854	4,810	1,714,815	6,525,525	8,545,925	16,786,000	16,601,000
6 韭 崎 市	31,039	3,950	1,714,815	7,542,481	7,017,963	16,275,000	15,910,000
7 南アルプス市	72,963	8,388	1,714,815	17,730,017	14,902,956	34,348,000	33,733,000
8 北 杜 市	48,682	8,300	1,714,815	11,829,732	14,746,606	28,291,000	27,719,000
9 甲 斐 市	74,493	6,783	1,714,815	18,101,808	12,051,353	31,868,000	30,743,000
10 笛 吹 市	71,132	9,226	1,714,815	17,285,084	16,391,830	35,392,000	34,775,000
11 上 野 原 市	25,408	3,893	1,714,815	6,174,147	6,916,691	14,806,000	14,555,000
12 甲 州 市	33,953	5,749	1,714,815	8,250,583	10,214,246	20,180,000	19,931,000
13 中 央 市	31,152	2,965	1,714,815	7,569,940	5,267,914	14,553,000	14,208,000
14 市川三郷町	17,060	3,198	1,714,815	4,145,582	5,681,885	11,542,000	11,433,000
15 早 川 町	1,177	392	1,714,815	286,011	696,466	2,697,000	2,681,000
16 身 延 町	13,841	3,552	1,714,815	3,363,365	6,310,837	11,389,000	11,414,000
17 南 部 町	8,642	1,829	1,714,815	2,100,007	3,249,583	7,064,000	7,090,000
18 富 士 川 町	16,171	2,757	1,714,815	3,929,555	4,898,361	10,543,000	10,446,000
19 昭 和 町	18,959	1,489	1,714,815	4,607,039	2,645,506	8,967,000	8,586,000
20 道 志 村	1,850	312	1,714,815	449,550	554,330	2,719,000	2,696,000
21 西 桂 町	4,615	556	1,714,815	1,121,446	987,845	3,824,000	3,772,000
22 忍 野 村	9,206	737	1,714,815	2,237,059	1,309,428	5,261,000	5,114,000
23 山 中 湖 村	5,875	673	1,714,815	1,427,626	1,195,719	4,338,000	4,241,000
24 鳴 沢 村	3,166	400	1,714,815	769,338	710,680	3,195,000	3,109,000
25 富士河口湖町	26,326	2,994	1,714,815	6,397,221	5,319,438	13,432,000	13,048,000
26 小 菅 村	719	189	1,714,815	174,717	335,796	2,225,000	2,190,000
27 丹 波 山 村	610	202	1,714,815	148,230	358,893	2,222,000	2,181,000
広 域 連 合	857,407	117,268	46,300,005	208,350,000	208,350,000	463,000,000	454,021,000

※ 市町村人口は、平成 26 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第 50 条)	
1	県内に住所を有する、75 歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1) の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第 51 条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある方で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

住所地特例対象施設 (高確法第 55 条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年 8 月 1 日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されます）。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。

被保険者名	後期 太郎		
被保険者番号	*****		
負担割合	1割	見 本	
有効期限	平成27年7月31日		

後期高齢者医療被保険者証 有効期限平成27年7月31日	
被保険者番号	*****
住 所	甲府市建沢一丁目15番35号
氏 名	後 期 太 郎
性 別	男
生 年 月 日	昭和10年10月10日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
免 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保 険 者 番 号	39190000
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、％)

年 度	県の人口 4 月 1 日現在	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
22 年度	858,550	112,977	13.15	1.54	2,227	▲13.31
23 年度	852,855	114,474	13.42	1.33	1,982	▲11.00
24 年度	846,145	116,325	13.74	1.62	1,726	▲12.92
25 年度	840,560	117,159	13.93	0.72	1,508	▲12.63
26 年度	834,346	118,473	14.19	1.12	1,334	▲11.54

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、％)

年 度	全国の人口 4 月 1 日現在※	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
22 年度	126,923,410	14,341,142	11.29	3.22	414,797	▲8.02
23 年度	126,659,683	14,733,494	11.63	2.74	389,973	▲5.98
24 年度	128,373,879	15,168,379	11.81	2.95	372,684	▲4.43
25 年度	128,438,013	15,435,518	12.01	1.76	366,922	▲1.55
26 年度	128,226,483	15,767,354	12.29	2.15	357,369	▲2.60

※ 全国の人口は、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。

※ 25 年度および 26 年度の全国の人口は、1 月 1 日現在のもの。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業年報」による。

● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
65 歳～69 歳	608	454	334	318	333
70 歳～74 歳	1,619	1,528	1,392	1,190	1,001
75 歳～79 歳	41,728	41,690	41,958	41,675	41,725
80 歳～84 歳	34,629	34,872	35,158	35,133	35,205
85 歳～89 歳	21,317	22,434	23,385	24,022	24,643
90 歳～94 歳	9,701	9,972	10,420	11,054	11,573
95 歳～99 歳	2,942	3,060	3,183	3,233	3,387
100 歳～	433	464	495	534	606
計	112,977	114,474	116,325	117,159	118,473
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	20,293	19,842	19,447	18,893	18,276

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、％)

年度	被保険者								
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
22 年度	112,977	6,144	5.44	64,046	56.69	20,938	18.53	21,849	19.34
23 年度	114,474	6,163	5.38	64,352	56.22	21,660	18.92	22,299	19.48
24 年度	116,325	5,991	5.15	64,948	55.83	22,694	19.51	22,692	19.51
25 年度	117,159	6,067	5.18	65,199	55.65	23,272	19.86	22,621	19.31
26 年度	118,473	6,002	5.07	65,536	55.32	24,242	20.46	22,693	19.15

● 軽減被保険者の状況

(年度末現在、単位：人、％)

軽減割合	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	112,977	－	114,474	－	116,325	－	117,159	－	118,473	
均等割 9 割軽減	24,479	21.67	24,594	21.48	24,927	21.43	24,960	21.30	24,745	20.89
均等割 8.5 割軽減	17,654	15.63	18,487	16.15	19,480	16.75	20,335	17.36	21,220	17.91
均等割 5 割軽減	3,277	2.90	3,368	2.94	3,484	3.00	3,603	3.08	9,538	8.05
均等割 2 割軽減	7,910	7.00	8,372	7.31	8,953	7.70	9,392	8.02	7,813	6.59
所得割 5 割軽減	10,730	9.50	11,297	9.87	11,973	10.29	12,357	10.55	12,768	10.78

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
増	転入	309	354	374	361	309
	生活保護の廃止	34	48	34	34	52
	年齢到達	8,675	8,678	9,144	8,193	8,744
	その他	269	322	242	278	293
	計	9,287	9,402	9,794	8,866	9,398
減	転出	367	364	344	406	357
	生活保護の開始	111	104	114	156	176
	死亡	6,754	7,133	7,172	7,122	7,247
	その他	108	134	143	132	148
	計	7,340	7,735	7,773	7,816	7,928
増減差	転入－転出	▲ 58	▲ 10	30	▲ 45	▲ 48
	生活保護の廃止－開始	▲ 77	▲ 56	▲ 80	▲ 122	▲ 124
	年齢到達－死亡	1,921	1,545	1,972	1,071	1,497
	その他	161	188	99	146	145
	計	1,947	1,667	2,021	1,050	1,470

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

● 市町村別被保険者数 [平成 26 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	27,532	23.2%	27,226	488	36.6%	2,618	14.3%	1,830	30.5%
2 富士吉田市	6,613	5.6%	6,522	44	3.3%	1,624	8.9%	338	5.6%
3 都 留 市	4,307	3.6%	4,292	18	1.3%	907	5.0%	208	3.5%
4 山 梨 市	5,833	4.9%	5,826	94	7.0%	770	4.2%	258	4.3%
5 大 月 市	4,799	4.1%	4,773	22	1.6%	973	5.3%	149	2.5%
6 韭 崎 市	4,004	3.4%	3,980	91	6.8%	640	3.5%	151	2.5%
7 南アルプス市	8,484	7.2%	8,381	37	2.8%	1,684	9.2%	375	6.2%
8 北 杜 市	8,353	7.1%	8,315	47	3.5%	1,301	7.1%	302	5.0%
9 甲 斐 市	7,028	5.9%	6,856	42	3.1%	882	4.8%	359	6.0%
10 笛 吹 市	9,369	7.9%	9,249	136	10.2%	1,269	6.9%	531	8.8%
11 上 野 原 市	3,960	3.3%	3,917	18	1.3%	649	3.6%	183	3.0%
12 甲 州 市	5,701	4.8%	5,687	32	2.4%	750	4.1%	299	5.0%
13 中 央 市	2,977	2.5%	2,953	15	1.1%	522	2.9%	160	2.7%
14 市川三郷町	3,255	2.7%	3,240	42	3.1%	594	3.3%	93	1.5%
15 早 川 町	389	0.3%	396	2	0.1%	42	0.2%	12	0.2%
16 身 延 町	3,499	3.0%	3,509	58	4.3%	618	3.4%	94	1.6%
17 南 部 町	1,857	1.6%	1,872	38	2.8%	346	1.9%	50	0.8%
18 富 士 川 町	2,784	2.3%	2,772	31	2.3%	520	2.8%	93	1.5%
19 昭 和 町	1,530	1.3%	1,506	3	0.2%	204	1.1%	176	2.9%
20 道 志 村	311	0.3%	310	1	0.1%	88	0.5%	14	0.2%
21 西 桂 町	545	0.5%	551	4	0.3%	147	0.8%	12	0.2%
22 忍 野 村	748	0.6%	744	11	0.8%	202	1.1%	35	0.6%
23 山 中 湖 村	702	0.6%	690	2	0.1%	73	0.4%	65	1.1%
24 鳴 沢 村	410	0.3%	411	3	0.2%	79	0.4%	20	0.3%
25 富士河口湖町	3,071	2.6%	3,039	54	4.0%	703	3.8%	178	3.0%
26 小 菅 村	207	0.2%	206	1	0.1%	36	0.2%	12	0.2%
27 丹 波 山 村	205	0.2%	212	0	0.0%	35	0.2%	5	0.1%
広 域 連 合	118,473	100.0%	117,436	1,334	100.0%	18,276	100.0%	6,002	100.0%

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約 1 割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2 年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2 年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

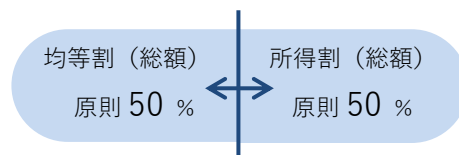
※保険料は原則として均一賦課

高確法第 104 条により、医療の確保が著しく困難である地域等について（恒久措置）、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について（制度開始から 6 年間の経過措置）、不均一賦課ができる旨規定されています（差額は国県が 1/2 ずつ負担）。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行いました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では 50 : 50 の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

< 必要な保険料の総額 >



※ 所得水準により割合が変化

〔25 年度決算時点における調定割合は、
均等割 56.33 % : 所得割 43.67 %〕

均等割額

均等割 (総額) ÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

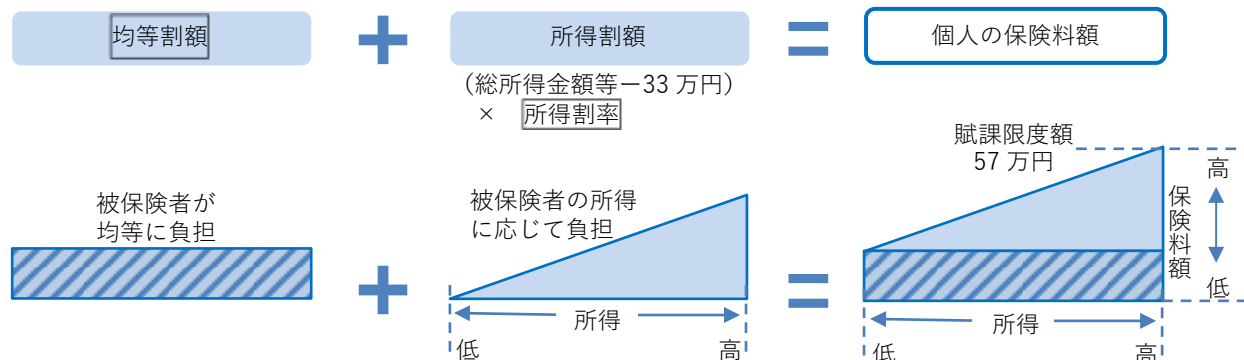
所得割率

所得割 (総額) ÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
20・21 年度	7.28 %	38,710 円
22・23 年度	7.28 %	38,710 円
24・25 年度	7.86 %	39,670 円
26・27 年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料額

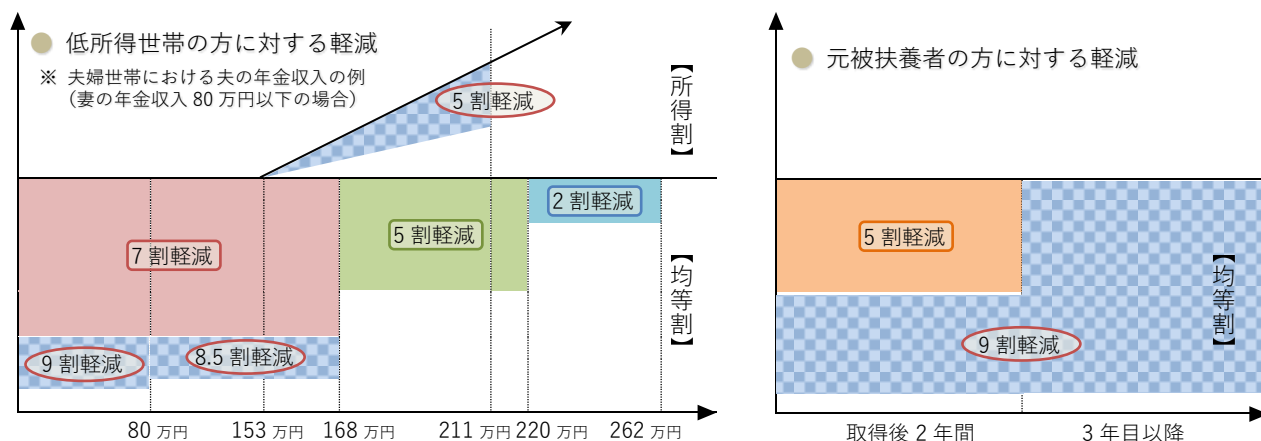
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として、県および市が基盤安定負担金として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

総所得金額が 58 万円以下の場合、所得割を 5 割軽減します。また、総所得金額等が一定以下の場合、均等割額を軽減します。

軽減割合		軽減となる条件 (平成 27 年 4 月 1 日～)	
所得割額	0.5 割	基礎控除額 33 万円控除後の総所得金額が 58 万円以下	
	0.9 割	算定基礎額 ≤ 33 万円	かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の所得なし)
均等割額	8.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円	
	0.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 26.0 万円 × 被保険者数	
	0.2 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 47.0 万円 × 被保険者数	

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
 公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から (制度上は 2 年間ですが、特例措置により期限なしで) 所得割額は賦課されず、均等割額も 9 割軽減されます。

(5) 保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるかとされています。(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条)

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。(災害救助法適用市町村から転入等)

● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	20・21 年度	22・23 年度	24・25 年度	26・27 年度
均一賦課				
所得割率	7.28%	7.28%	7.86%	7.86%
均等割額	38,710 円	38,710 円	39,670 円	40,490 円
不均一賦課 (小菅村)				
調整割合	3/6	4/6	5/6	
所得割率	5.90%	6.40%	7.30%	法附則に定める 6 年の経過により解消
均等割額	31,355 円	34,064 円	37,289 円	
賦課限度額 (法定)	50 (50) 万円	50 (50) 万円	55 (55) 万円	57 (57) 万円

イ 賦課割合

項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
所得割	41.68%	41.77%	42.82%	43.14%	42.94%	42.41%
均等割	58.32%	58.23%	57.18%	56.86%	57.06%	57.59%

※ 賦課割合は、本算定時 (7 月 1 日) の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
軽減前賦課額	66,361 円	66,462 円	69,370 円	69,766 円	70,956 円	70,311 円
増減額	▲386 円	101 円	2,908 円	396 円	1,190 円	▲645 円
対前年度比	▲0.58%	0.15%	4.38%	0.57%	1.71%	▲0.91%
軽減後賦課額	45,530 円	45,630 円	47,928 円	48,343 円	48,426 円	47,453 円
増減額	▲584 円	100 円	2,298 円	415 円	83 円	▲973 円
対前年度比	▲1.27%	0.22%	5.04%	0.87%	0.17%	▲2.01%

※ 各項目の数値は、本算定時 (7 月 1 日) の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したもの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したもの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、％)

	均一保険料率						被保険者一人当たり平均保険料額			
	24-25 年度		26-27 年度				20-21 年度	22-23 年度	24-25 年度	26-27 年度 (見込み)
	被保険者 均等割額	所得割率	被保険者 均等割額	(順位)	所得割率	(順位)	保険料額	保険料額	保険料額	保険料額 (順位)
全 国	43,550	8.55	44,980		8.88		5,283	5,249	5,569	5,668
北 海 道	47,709	10.61	51,472	(6)	10.52	(2)	5,323	5,415	5,610	5,522 (13)
青 森 県	40,514	7.41	40,514	(38)	7.41	(45)	3,433	3,322	3,331	3,299 (46)
岩 手 県	35,800	6.62	38,000	(46)	7.36	(46)	3,260	3,147	3,142	3,343 (45)
宮 城 県	40,920	8.30	42,960	(31)	8.56	(26)	4,445	4,435	4,742	4,898 (21)
秋 田 県	39,710	8.07	39,710	(41)	8.07	(36)	3,168	3,101	3,319	3,205 (47)
山 形 県	39,500	7.52	39,500	(42)	7.84	(42)	3,291	3,327	3,503	3,496 (44)
福 島 県	40,000	7.76	41,700	(37)	8.19	(34)	3,833	3,747	3,808	4,005 (42)
茨 城 県	39,500	8.00	39,500	(42)	8.00	(38)	4,226	4,173	4,484	4,519 (31)
栃 木 県	42,000	8.54	43,200	(29)	8.54	(28)	4,173	4,080	4,691	4,622 (28)
群 馬 県	42,700	8.48	43,600	(27)	8.60	(23)	4,413	4,289	4,762	4,720 (25)
埼 玉 県	41,860	8.25	42,440	(34)	8.29	(33)	6,322	5,977	6,270	6,269 (7)
千 葉 県	37,400	7.29	38,700	(44)	7.43	(44)	5,470	5,496	5,537	5,622 (11)
東 京 都	40,100	8.19	42,200	(35)	8.98	(18)	7,223	7,214	7,746	8,092 (1)
神奈川県	41,099	8.01	42,580	(32)	8.30	(31)	7,348	7,081	7,430	7,514 (2)
新 潟 県	35,300	7.15	35,300	(47)	7.15	(47)	3,666	3,595	3,626	3,581 (43)
富 山 県	43,800	8.60	43,800	(25)	8.60	(23)	4,681	4,528	5,041	4,917 (20)
石 川 県	47,520	9.33	47,520	(14)	9.33	(10)	5,067	4,897	5,310	5,141 (17)
福 井 県	43,700	7.90	43,700	(26)	7.90	(40)	4,631	4,509	4,619	4,523 (30)
山 梨 県	39,670	7.86	40,490	(39)	7.86	(41)	3,973	3,873	4,097	4,084 (38)
長 野 県	38,239	7.29	40,347	(40)	8.10	(35)	3,919	3,957	4,213	4,425 (34)
岐 阜 県	40,670	7.83	41,840	(36)	7.99	(39)	4,659	4,520	4,723	4,761 (24)
静 岡 県	37,900	7.39	38,500	(45)	7.57	(43)	5,037	4,964	5,091	5,081 (18)
愛 知 県	43,510	8.55	45,761	(19)	9.00	(17)	6,317	6,315	6,664	6,882 (4)
三 重 県	39,120	7.55	43,050	(30)	8.30	(31)	4,196	4,100	4,461	4,708 (26)
滋 賀 県	41,704	8.12	44,886	(21)	8.73	(22)	4,614	4,671	5,180	5,491 (14)
京 都 府	46,390	9.12	47,480	(15)	9.17	(13)	6,016	5,953	6,190	6,152 (8)
大 阪 府	51,828	10.17	52,607	(2)	10.41	(3)	6,574	6,639	6,999	6,998 (3)
兵 庫 県	46,003	9.14	47,603	(13)	9.70	(8)	5,984	5,892	6,321	6,392 (6)
奈 良 県	44,200	8.10	44,700	(23)	8.57	(25)	5,308	5,351	5,746	5,963 (9)
和歌山県	43,271	8.28	44,730	(22)	8.55	(27)	4,305	4,146	4,264	4,322 (35)
鳥 取 県	40,773	7.71	42,480	(33)	8.07	(36)	4,100	3,976	3,989	4,106 (37)
島 根 県	41,520	8.41	43,440	(28)	8.53	(29)	3,668	3,630	4,006	4,028 (41)
岡 山 県	45,000	8.97	46,300	(18)	9.15	(14)	4,827	4,926	5,166	5,170 (16)
広 島 県	43,735	8.35	44,032	(24)	8.43	(30)	5,143	5,220	5,641	5,568 (12)
山 口 県	47,474	9.45	50,431	(8)	10.17	(5)	5,531	5,341	5,621	5,784 (10)
徳 島 県	48,900	9.51	51,273	(7)	10.02	(6)	3,830	3,970	4,479	4,628 (27)
香 川 県	47,200	8.81	47,200	(16)	8.81	(19)	5,435	5,226	5,226	5,194 (15)
愛 媛 県	44,194	8.72	45,231	(20)	9.05	(16)	4,273	4,101	4,458	4,499 (32)
高 知 県	51,793	10.35	51,793	(4)	10.35	(4)	4,471	4,409	4,879	4,781 (23)
福 岡 県	55,045	10.88	56,584	(1)	11.47	(1)	6,139	6,194	6,566	6,660 (5)
佐 賀 県	49,500	9.60	51,800	(3)	9.88	(7)	4,566	4,466	4,742	4,821 (22)
長 崎 県	44,600	8.23	46,800	(17)	8.80	(20)	4,215	4,124	4,326	4,453 (33)
熊 本 県	47,900	9.26	47,900	(12)	9.26	(12)	4,287	4,299	4,394	4,317 (36)
大 分 県	48,500	9.52	48,500	(9)	9.52	(9)	4,479	4,385	4,641	4,565 (29)
宮 崎 県	45,500	8.48	48,400	(11)	9.08	(15)	3,765	3,558	3,893	4,080 (39)
鹿児島県	48,500	9.05	51,500	(5)	9.32	(11)	3,782	3,684	3,917	4,038 (40)
沖 縄 県	48,440	8.80	48,440	(10)	8.80	(20)	4,450	4,590	4,884	4,920 (19)

● 「後期高齢者医療事業状況報告」より

● 均一保険料率は、平成 26 年度・平成 27 年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。

● 平成 26-27 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

● 平成 20-21 年度から平成 24-25 年度までの保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

本算定												
徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収(口座振替・納付書)				本	本	本	本	本	本	本	本	

仮 … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、2月の保険料額で徴収。

本 … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09 %（拠出率）を積み立て、平成 25 年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、平成 26・27 年度については、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度比
22 年度	5,225,976,990	100.00	5,184,780,860	99.21	0.22
現年度分	5,205,276,610	99.60	5,165,653,920	99.23	0.21
特別徴収	3,394,529,410	65.21	3,394,529,410	100.00	0.00
普通徴収	1,810,747,200	34.79	1,771,124,510	97.81	0.36
過年度分	20,700,380	0.40	19,126,940	92.39	▲1.95
23 年度	5,306,952,350	100.00	5,267,285,240	99.25	0.04
現年度分	5,292,083,310	99.72	5,254,747,060	99.29	0.06
特別徴収	3,495,707,340	66.06	3,495,707,340	100.00	0.00
普通徴収	1,796,375,970	33.94	1,759,039,720	97.92	0.11
過年度分	14,869,040	0.28	12,538,180	84.32	▲8.07
24 年度	5,666,865,690	100.0	5,621,332,110	99.19	▲0.06
現年度分	5,652,667,360	99.75	5,608,749,270	99.22	▲0.07
特別徴収	3,627,329,540	64.17	3,627,329,540	100.00	0.00
普通徴収	2,025,337,820	35.83	1,981,419,730	97.83	▲0.09
過年度分	14,198,330	0.25	12,582,840	88.62	4.30
25 年度	5,785,462,150	100.0	5,745,842,028	99.31	0.12
現年度分	5,766,476,960	99.67	5,727,662,088	99.32	0.10
特別徴収	3,684,584,620	63.90	3,684,572,020	100.00	0.00
普通徴収	2,081,892,340	36.10	2,043,090,068	98.13	0.30
過年度分	18,985,190	0.33	18,179,940	95.75	7.13
26 年度	5,823,326,210	100.0	5,793,243,623	99.48	0.17
現年度分	5,808,628,610	99.75	5,779,217,283	99.49	0.17
特別徴収	3,695,731,560	63.62	3,695,731,560	100.00	0.00
普通徴収	2,112,897,050	36.38	2,083,485,723	98.61	0.48
過年度分	14,697,600	0.25	14,026,340	95.43	▲0.32

※ 収納額は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度比	不納欠損額
22 年度	79,120,945	40,545,585	51.24	▲9.66	4,477,370
23 年度	74,498,370	31,493,130	42.27	▲8.97	5,496,560
24 年度	76,671,070	33,270,535	43.39	1.12	10,302,570
25 年度	77,834,565	38,409,249	49.34	5.95	8,734,270
26 年度	69,975,408	33,621,563	48.04	▲1.30	8,324,015

※ 収納額は、還付未済額を除く。

● 市町村別収納状況 [平成 26 年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率
	現年度分 特別徴収	現年度分 普通徴収	過年度分	計	構成 比率			
1 甲 府 市	1,003,752,960	628,729,330	3,716,510	1,636,198,800	28.1	1,626,757,330	9,441,470	99.42
2 富 士 吉 田 市	162,732,040	108,441,570	967,920	272,141,530	4.7	270,811,200	1,330,330	99.51
3 都 留 市	124,492,890	75,581,250	626,440	200,700,580	3.4	199,006,200	1,694,380	99.15
4 山 梨 市	171,981,790	95,892,770	483,780	268,358,340	4.6	266,219,560	2,138,780	99.20
5 大 月 市	155,119,250	58,070,940	324,860	213,515,050	3.7	212,314,670	1,200,380	99.43
6 韭 崎 市	121,015,380	54,557,800	487,490	176,060,670	3.0	175,003,360	1,057,310	99.39
7 南アルプス市	239,111,420	126,628,560	634,380	366,374,360	6.3	364,792,390	1,581,970	99.56
8 北 杜 市	260,659,490	97,520,920	498,110	358,678,520	6.2	357,658,450	1,020,070	99.71
9 甲 斐 市	240,191,890	146,904,820	283,180	387,379,890	6.7	386,095,230	1,284,660	99.66
10 笛 吹 市	259,101,520	189,359,170	1,099,900	449,560,590	7.7	447,125,980	2,434,610	99.45
11 上 野 原 市	136,204,750	60,469,100	222,680	196,896,530	3.4	196,085,550	810,980	99.58
12 甲 州 市	179,994,000	94,216,090	668,220	274,878,310	4.7	273,646,190	1,232,120	99.55
13 中 央 市	81,881,980	65,793,050	282,820	147,957,850	2.5	147,264,220	693,630	99.53
14 市 川 三 郷 町	95,312,940	33,912,750	744,150	129,969,840	2.2	129,251,140	718,700	99.44
15 早 川 町	11,577,410	4,807,040	16,040	16,400,490	0.3	16,400,490	0	100.00
16 身 延 町	103,988,340	32,440,700	363,280	136,792,320	2.3	136,151,010	641,310	99.53
17 南 部 町	57,045,970	19,989,860	98,230	77,134,060	1.3	77,134,060	0	100.00
18 富 士 川 町	80,979,030	33,662,200	667,010	115,308,240	2.0	114,430,920	877,320	99.23
19 昭 和 町	43,447,410	68,554,580	1,298,320	113,300,310	1.9	112,753,470	546,840	99.51
20 道 志 村	9,950,400	4,592,470	4,630	14,547,500	0.2	14,444,460	103,040	99.29
21 西 桂 町	11,367,600	6,061,810	8,610	17,438,020	0.3	17,438,020	0	100.00
22 忍 野 村	17,375,150	8,040,680	325,280	25,741,110	0.4	25,675,940	65,170	99.74
23 山 中 湖 村	23,889,280	29,875,400	130,220	53,894,900	0.9	53,221,460	673,440	98.75
24 鳴 沢 村	10,482,400	7,667,340	8,880	18,158,620	0.3	18,043,530	115,090	99.36
25 富士河口湖町	86,269,180	56,987,070	736,200	143,992,450	2.5	143,571,463	420,987	99.70
26 小 菅 村	3,844,890	2,747,890	460	6,593,240	0.1	6,593,240	0	100.00
27 丹 波 山 村	3,962,200	1,391,890	0	5,354,090	0.1	5,354,090	0	100.00
広 域 連 合	3,695,731,560	2,112,897,050	14,697,600	5,823,326,210	100.0	5,793,243,623	30,082,587	99.48

※ 収納額は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	22,593,030	32.3	12,261,470	10,331,560	54.27	626,270	2.77
2 富 士 吉 田 市	4,335,330	6.2	2,147,900	2,187,430	49.54	279,500	6.45
3 都 留 市	4,062,770	5.8	1,884,050	2,178,720	46.37	253,130	6.23
4 山 梨 市	2,738,260	3.9	1,390,310	1,347,950	50.77	223,410	8.16
5 大 月 市	2,547,830	3.6	1,131,590	1,416,240	44.41	144,440	5.67
6 韮 崎 市	1,392,676	2.0	839,896	552,780	60.30	58,790	4.22
7 南アルプス市	2,866,182	4.1	1,592,752	1,273,430	55.57	79,490	2.77
8 北 杜 市	4,285,210	6.1	1,749,250	2,535,960	40.82	1,218,530	28.44
9 甲 斐 市	1,713,530	2.4	1,216,430	497,100	70.98	35,900	2.10
10 笛 吹 市	4,276,230	6.1	2,078,910	2,197,320	48.61	140,660	3.29
11 上 野 原 市	3,309,500	4.7	890,780	2,418,720	26.91	2,061,810	62.30
12 甲 州 市	2,549,860	3.6	1,212,470	1,337,390	47.55	285,670	11.20
13 中 央 市	1,391,520	2.0	439,420	952,100	31.57	472,920	33.99
14 市 川 三 郷 町	772,340	1.1	382,540	389,800	49.52	0	0.00
15 早 川 町	—	—	—	—	—	—	—
16 身 延 町	2,764,160	4.0	257,490	2,506,670	9.31	0	0.00
17 南 部 町	—	—	—	—	—	—	—
18 富 士 川 町	1,342,670	1.9	667,136	675,534	49.68	439,414	32.73
※ 増 穂 町	86,990	0.1	0	86,990	0.00	86,990	100.00
※ 鰯 沢 町	5,700	0.0	0	5,700	0.00	5,700	100.00
19 昭 和 町	623,740	0.9	535,310	88,430	85.82	0	0.00
20 道 志 村	182,010	0.3	73,920	108,090	40.61	0	0.00
21 西 桂 町	—	—	—	—	—	—	—
22 忍 野 村	198,440	0.3	149,350	49,090	75.26	49,090	24.74
23 山 中 湖 村	2,211,260	3.2	1,187,660	1,023,600	53.70	289,250	13.08
24 鳴 沢 村	—	—	—	—	—	—	—
25 富士河口湖町	3,726,170	5.3	1,532,929	2,193,241	41.13	1,573,051	42.22
26 小 菅 村	—	—	—	—	—	—	—
27 丹 波 山 村	—	—	—	—	—	—	—
広 域 連 合	69,975,408	100.0	33,621,563	36,353,845	48.04	8,324,015	11.90

※ 平成 22 年 3 月 8 日、増穂町と鰯沢町は合併して 18 富士川町となった。表中の旧町の数値は合併前の調定に伴う分。

※ 収納額は、還付未済額を除く。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	8月1日 現在	割合	短期証交付者数					資格証明書交付者数	
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	4か月	8月1日 現在	割合
22年度	111,543	314	0.28	0	132	9	173	0	0	0.00
23年度	113,288	320	0.28	4	116	13	187	0	0	0.00
24年度	114,830	402	0.35	4	113	6	278	1	0	0.00
25年度	116,434	315	0.27	0	125	9	181	0	0	0.00
26年度	117,194	397	0.34	7	139	17	234	0	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
22年度	0	0	0	0	0千円
23年度	2	0	0	1	208千円
24年度	3	0	2	3	1,574千円
25年度	11	0	0	5	1,111千円
26年度	11	0	4	6	2,680千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
22年度	753	4,477,370	生活困窮、居所不明、時効
23年度	900	5,496,560	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
24年度	870	10,302,570	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、時効
25年度	805	8,734,270	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
26年度	883	8,324,015	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口に出すと1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3 事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2 世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4 干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

(3) 療養の給付等

被保険者は、病気にかかったり負傷した場合に、かかった医療費の1割若しくは3割（前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

(4) 療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）、医師の同意に基づき柔道整復師の治療を受けた場合など、窓口で一旦医療費の全額を自己負担していただきますが、申請により保険者負担分の金額を給付しています。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（病院や調剤薬局などの区別なく合算し、同じ世帯に被保険者が複数人いる場合は合算できますが、入院時の食費の標準負担額は合算できません。）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されるものです。

所得区分		外 来	世帯（外来＋入院）
現役並み所得者 （過去12ヶ月間で4回目以降）		44,400 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （44,400 円）
一 般		12,000 円	44,400 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療 ＋ 介護保険
現役並み所得者		670,000 円
一般		560,000 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	310,000 円
	低所得者Ⅰ	190,000 円

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者・一般		260 円
低所得者Ⅱ	入院期間が [※] 90 日まで	210 円
	入院期間が [※] 91 日以上 (過去 12 か月)	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

(8) 移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者 一般	460 円※	320 円
低所得者Ⅱ	210 円	320 円
低所得者Ⅰ	130 円	320 円
老齢福祉年金 受給者	100 円	0 円

※ 一部医療機関では 420 円の場合があります。

(9) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

(10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費5万円が支給されます。

★ 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税である低所得の方については、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食費等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日		年	月 日
被保険者番号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生年月日		
発 効 期 日		年	月 日
有 効 期 限		年	月 日
適 用 区 分			
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		金額	医療給付費		一部負担金	給付率
	金額	前年比		[再掲]高額	[再掲]高額介護		
21 年度	86,404,541,092	—	78,764,862,957	2,731,933,282	25,233,279	7,639,678,135	91.16
3 割	4,493,623,705	—	3,591,448,327	445,412,418	1,193,179	902,175,378	79.92
1 割	81,910,917,387	—	75,173,414,630	2,286,520,864	24,040,100	6,737,502,757	91.77
22 年度	90,756,322,267	5.04	83,028,768,068	3,040,736,293	72,569,700	7,727,554,199	91.49
3 割	4,645,102,965	3.37	3,735,005,473	485,672,169	4,011,652	910,097,492	80.41
1 割	86,111,219,302	5.13	79,293,762,595	2,555,064,124	68,558,048	6,817,456,707	92.08
23 年度	94,297,426,495	3.90	86,339,912,882	3,197,654,974	68,707,229	7,957,513,613	91.56
3 割	4,777,018,900	2.62	3,857,114,919	509,072,468	4,329,669	919,903,981	80.74
1 割	89,520,407,595	3.96	82,482,797,963	2,688,582,506	64,377,560	7,037,609,632	92.14
24 年度	95,175,509,921	0.93	87,307,386,688	3,276,496,041	57,143,427	7,868,123,233	91.73
3 割	4,530,578,294	▲4.96	3,687,340,335	474,605,104	4,127,815	843,237,959	81.39
1 割	90,644,931,627	1.26	83,620,046,353	2,801,890,937	53,015,612	7,024,885,274	92.25
25 年度	96,658,831,640	1.56	88,649,218,482	3,338,015,644	66,653,142	8,009,613,158	91.71
3 割	4,673,232,834	3.15	3,778,236,191	502,997,692	3,276,834	894,996,643	80.85
1 割	91,985,598,806	1.48	84,870,982,291	2,835,017,952	63,376,308	7,114,616,515	92.27
26 年度	98,028,375,504	1.42	89,937,090,383	3,384,600,965	73,851,682	8,091,285,121	91.75
3 割	4,554,306,939	▲2.54	3,678,214,150	468,519,575	5,743,205	876,092,789	80.76
1 割	93,474,068,565	1.62	86,258,876,233	2,916,081,390	68,108,477	7,215,192,332	92.28

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件当たり額
22 年度	6,827	341,350,000	50,000
23 年度	7,114	355,700,000	50,000
24 年度	7,055	352,750,000	50,000
25 年度	6,843	342,150,000	50,000
26 年度	7,273	363,650,000	50,000

● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
22年度	費用額 90,756,322	5.04	42,500,302	25,332,139	2,575,132	16,126,364	200,059	2,871,068	1,151,258
	件数 2,992,733	2.10	89,605	1,629,735	157,492	1,046,943	2,588	83,857	66,370
23年度	費用額 94,297,426	3.90	43,726,138	26,038,606	2,745,142	17,477,677	235,957	2,873,627	1,200,279
	件数 3,084,357	3.06	90,768	1,662,906	167,216	1,089,531	2,909	85,009	71,027
24年度	費用額 95,175,510	0.93	43,962,324	26,320,525	2,887,224	17,770,668	266,806	2,773,025	1,194,938
	件数 3,179,680	3.09	89,466	1,704,650	177,034	1,135,223	3,230	83,827	70,077
25年度	費用額 96,658,832	1.56	43,877,178	26,492,455	3,009,419	19,049,997	281,980	2,750,887	1,196,916
	件数 3,254,249	2.35	88,167	1,725,446	187,944	1,177,008	3,566	83,038	72,118
26年度	費用額 98,028,376	1.42	44,565,343	26,729,908	3,119,803	19,374,800	310,382	2,764,144	1,163,995
	件数 3,308,180	1.66	89,272	1,744,006	200,061	1,200,830	3,741	84,192	70,270

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
22年度	811,600	3.17	380,064	226,536	23,029	144,212	1,789	25,675	10,295
	3割	761,367	6.81	324,923	237,152	29,507	139,760	1,200	17,775
	1割	814,498	2.95	383,246	225,923	22,654	144,469	1,823	26,131
23年度	831,159	2.41	385,412	229,510	24,196	154,052	2,080	25,329	10,580
	3割	785,341	3.15	341,962	233,949	30,488	148,872	1,447	18,185
	1割	833,655	2.35	387,868	229,259	23,841	154,252	2,115	25,733
24年度	826,822	▲0.52	381,916	228,655	25,082	154,380	2,318	24,090	10,381
	3割	758,891	▲3.37	315,361	235,200	30,168	150,341	1,465	16,482
	1割	830,538	▲0.37	385,556	228,297	24,804	154,601	2,365	24,506
25年度	829,120	0.28	376,370	227,247	25,814	163,407	2,419	23,596	10,267
	3割	783,574	3.25	327,457	237,207	31,333	159,627	1,716	16,731
	1割	831,576	0.12	379,007	226,710	25,517	163,611	2,457	23,966
26年度	834,739	0.68	379,486	227,613	26,566	164,982	2,643	23,537	9,912
	3割	765,173	▲2.35	312,296	231,152	31,265	161,903	2,965	15,653
	1割	838,453	0.83	383,073	227,424	26,315	165,146	2,626	23,958

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	22 年度 医療費	23 年度 医療費	24 年度 医療費	25 年度 医療費	26 年度 医療費
1 甲 府 市	22,193,650	23,476,842	23,838,489	24,414,662	24,769,039
2 富 士 吉 田 市	4,863,226	4,967,819	5,082,829	5,116,397	5,143,230
3 都 留 市	3,091,626	3,154,665	3,171,013	3,132,376	3,091,612
4 山 梨 市	5,183,047	5,136,007	5,204,488	5,114,148	5,253,075
5 大 月 市	3,624,992	3,872,592	3,873,854	3,657,237	3,781,373
6 韮 崎 市	2,991,504	3,125,181	3,031,812	3,205,571	3,189,420
7 南アルプス市	6,333,963	6,516,135	6,485,425	6,634,186	6,672,740
8 北 杜 市	6,005,918	6,201,833	6,071,746	6,160,425	6,347,283
9 甲 斐 市	4,965,287	5,135,031	5,366,159	5,678,321	5,831,201
10 笛 吹 市	7,620,518	7,976,727	8,101,297	8,258,444	8,339,069
11 上 野 原 市	2,661,842	2,701,982	2,641,977	2,698,200	2,719,108
12 甲 州 市	4,382,471	4,616,782	4,616,269	4,776,055	4,733,245
13 中 央 市	2,298,910	2,291,524	2,295,180	2,358,202	2,394,364
14 市 川 三 郷 町	2,348,003	2,508,984	2,553,478	2,540,607	2,467,771
15 早 川 町	388,962	343,313	350,489	357,811	326,978
16 身 延 町	2,921,600	2,916,454	2,983,544	2,930,102	2,964,395
17 南 部 町	1,508,190	1,572,047	1,610,755	1,487,116	1,468,712
18 富 士 川 町	2,022,736	2,059,051	2,084,548	2,079,247	2,153,807
19 昭 和 町	1,047,785	1,079,747	1,104,839	1,184,452	1,241,514
20 道 志 村	215,204	267,964	230,063	234,856	226,132
21 西 桂 町	451,735	415,785	423,681	473,243	493,837
22 忍 野 村	520,290	577,992	630,068	618,629	675,285
23 山 中 湖 村	537,599	567,933	583,403	544,078	555,917
24 鳴 沢 村	219,856	262,969	269,854	264,435	301,443
25 富士河口湖町	2,080,841	2,266,502	2,288,252	2,464,353	2,579,874
26 小 菅 村	134,187	143,431	118,196	150,730	175,755
27 丹 波 山 村	142,380	142,134	163,802	124,949	132,197
広 域 連 合	90,756,322	94,297,426	95,175,510	96,658,832	98,028,376

(注) 富士川町の平成21年度数値は、合併した町(増穂町・鯉沢町)を合算したもの

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	22 年度 療養給付費	23 年度 療養給付費	24 年度 療養給付費	25 年度 療養給付費	26 年度 療養給付費
1 甲 府 市	20,289,996	21,486,890	21,860,768	22,386,533	22,736,379
2 富 士 吉 田 市	4,459,898	4,556,391	4,680,727	4,699,810	4,704,927
3 都 留 市	2,820,263	2,873,338	2,898,986	2,866,586	2,829,183
4 山 梨 市	4,753,318	4,706,435	4,785,492	4,696,524	4,836,323
5 大 月 市	3,324,055	3,554,307	3,555,875	3,354,184	3,471,720
6 韭 崎 市	2,714,900	2,846,065	2,774,213	2,939,644	2,922,961
7 南アルプス市	5,798,179	5,969,096	5,946,774	6,083,337	6,102,074
8 北 杜 市	5,495,470	5,686,461	5,571,307	5,656,885	5,814,769
9 甲 斐 市	4,547,117	4,703,994	4,920,541	5,216,280	5,367,427
10 笛 吹 市	6,982,808	7,319,983	7,444,474	7,579,934	7,669,861
11 上 野 原 市	2,430,186	2,466,106	2,409,756	2,456,286	2,482,723
12 甲 州 市	4,002,576	4,219,690	4,232,434	4,382,471	4,337,943
13 中 央 市	2,104,326	2,098,971	2,100,385	2,153,493	2,200,633
14 市 川 三 郷 町	2,151,789	2,302,231	2,348,878	2,331,622	2,266,884
15 早 川 町	356,748	314,873	323,541	329,807	301,819
16 身 延 町	2,669,950	2,667,677	2,730,547	2,685,607	2,707,900
17 南 部 町	1,386,831	1,444,781	1,481,927	1,363,315	1,350,954
18 富 士 川 町	1,854,432	1,886,775	1,914,523	1,909,452	1,978,646
19 昭 和 町	950,140	981,670	1,003,232	1,079,672	1,129,628
20 道 志 村	197,348	244,160	209,362	214,838	206,445
21 西 桂 町	416,926	381,251	389,369	436,462	455,710
22 忍 野 村	470,934	530,960	582,047	568,450	618,816
23 山 中 湖 村	489,756	516,452	531,826	495,471	507,523
24 鳴 沢 村	200,710	241,257	248,287	243,242	277,197
25 富士河口湖町	1,904,482	2,078,740	2,102,705	2,264,872	2,372,965
26 小 菅 村	123,526	132,274	108,962	139,843	163,926
27 丹 波 山 村	132,104	129,085	150,449	114,598	121,754
広 域 連 合	83,028,768	86,339,913	87,307,387	88,649,218	89,937,090

(注) 療養給付費 = 診療費(入院、入院外、歯科) + 調剤 + 食事生活(医科・歯科) + 訪問看護の保険者負担分
 富士川町の平成21年度数値は、合併した町(増穂町・鯉沢町)を合算したもの

● 市町村別 1 人当たり医療費 [総額] の状況

(単位：円、%)

市町村	25 年度 1 人当たり医療費	26 年度 1 人当たり医療費	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
1 甲 府 市	902,242	909,757	7,515	0.83
2 富 士 吉 田 市	797,443	788,597	▲8,846	▲1.11
3 都 留 市	732,548	720,320	▲12,228	▲1.67
4 山 梨 市	873,169	901,661	28,492	3.26
5 大 月 市	765,753	792,242	26,489	3.46
6 韭 崎 市	811,742	801,362	▲10,380	▲1.28
7 南アルプス市	797,666	796,175	▲1,491	▲0.19
8 北 杜 市	746,990	763,353	16,363	2.19
9 甲 斐 市	857,364	850,525	▲6,839	▲0.80
10 笛 吹 市	899,515	901,618	2,103	0.23
11 上 野 原 市	697,570	694,181	▲3,389	▲0.49
12 甲 州 市	840,411	832,292	▲8,119	▲0.97
13 中 央 市	804,298	810,824	6,526	0.81
14 市 川 三 郷 町	781,245	761,658	▲19,587	▲2.51
15 早 川 町	899,023	825,702	▲73,321	▲8.16
16 身 延 町	819,838	844,798	24,960	3.04
17 南 部 町	774,137	784,568	10,431	1.35
18 富 士 川 町	752,805	776,987	24,182	3.21
19 昭 和 町	816,863	824,379	7,516	0.92
20 道 志 村	727,107	729,457	2,350	0.32
21 西 桂 町	843,570	896,256	52,686	6.25
22 忍 野 村	843,969	907,641	63,672	7.54
23 山 中 湖 村	814,487	805,677	▲8,810	▲1.08
24 鳴 沢 村	676,305	733,438	57,133	8.45
25 富士河口湖町	834,243	848,922	14,679	1.76
26 小 菅 村	742,515	853,180	110,665	14.90
27 丹 波 山 村	597,842	623,572	25,730	4.30
広 域 連 合	829,120	834,739	5,619	0.68

※1 人当たり医療費 [総額] = 医療費 [総額] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費 [内訳] の状況 [平成 26 年度]

(単位：円)

市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤[再掲]			
1 甲 府 市	432,045	428,440	179,344	30,809	4,987	13,476
2 富 士 吉 田 市	317,051	430,471	176,829	26,905	1,464	12,707
3 都 留 市	327,842	356,724	147,235	23,829	796	11,128
4 山 梨 市	471,701	392,662	185,572	27,402	988	8,908
5 大 月 市	384,040	373,108	157,352	26,756	1,357	6,981
6 韭 崎 市	389,356	380,869	163,941	25,654	1,106	4,377
7 南アルプス市	394,251	367,282	152,921	24,268	1,181	9,193
8 北 杜 市	373,470	357,859	153,336	23,413	2,625	5,986
9 甲 斐 市	400,059	407,364	159,393	28,465	3,974	10,664
10 笛 吹 市	476,757	387,432	176,076	24,998	3,158	9,273
11 上 野 原 市	311,348	342,344	129,388	31,908	346	8,235
12 甲 州 市	432,731	367,264	137,965	22,944	1,581	7,772
13 中 央 市	395,474	377,471	164,681	26,901	2,607	8,373
14 市 川 三 郷 町	362,009	362,075	170,767	24,431	1,775	11,367
15 早 川 町	446,673	362,973	202,226	15,003	240	812
16 身 延 町	452,745	367,520	180,155	19,567	1,372	3,593
17 南 部 町	375,255	369,805	114,583	25,440	6,258	7,810
18 富 士 川 町	358,839	383,113	168,411	20,298	3,376	11,362
19 昭 和 町	382,956	402,477	170,991	26,621	1,733	10,593
20 道 志 村	370,055	335,703	88,061	20,253	292	3,154
21 西 桂 町	391,554	470,818	157,806	23,351	1,122	9,411
22 忍 野 村	448,882	416,907	163,853	28,492	635	12,725
23 山 中 湖 村	328,215	445,509	162,358	26,311	128	5,514
24 鳴 沢 村	334,181	351,881	151,947	42,704	963	3,709
25 富士河口湖町	373,022	437,297	171,589	23,363	914	14,326
26 小 菅 村	520,480	304,359	80,948	26,881	0	1,459
27 丹 波 山 村	326,470	276,101	62,657	19,502	0	1,500
広 域 連 合	403,024	392,594	164,982	26,566	2,643	9,912

(注) 1 人当たり医療費 [内訳] = 医療費 [各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [平成 26 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計					
		一般診療	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲府市	13,476	34	750	4,186	7,232	1,275
2 富士吉田市	12,707	8	541	6,465	5,236	457
3 都留市	11,128	20	829	4,011	5,865	403
4 山梨市	8,908	2	724	4,358	2,629	1,195
5 大月市	6,981	19	870	3,238	2,809	45
6 韭崎市	4,377	0	719	2,164	1,042	451
7 南アルプス市	9,193	2	1,138	4,202	3,388	463
8 北杜市	5,986	4	353	1,912	2,939	778
9 甲斐市	10,664	10	713	4,232	4,575	1,134
10 笛吹市	9,273	5	651	3,057	4,382	1,179
11 上野原市	8,235	2	772	5,020	2,278	163
12 甲州市	7,772	5	619	4,418	2,371	359
13 中央市	8,373	0	687	3,591	3,668	427
14 市川三郷町	11,367	0	609	5,460	2,849	2,448
15 早川町	812	0	347	431	0	34
16 身延町	3,593	13	721	1,612	945	302
17 南部町	7,810	17	1,280	3,000	3,327	186
18 富士川町	11,362	0	663	4,305	5,597	796
19 昭和町	10,593	31	746	4,736	4,395	684
20 道志村	3,154	85	940	883	1,245	0
21 西桂町	9,411	59	851	4,277	3,032	1,192
22 忍野村	12,725	0	406	3,531	8,536	253
23 山中湖村	5,514	0	649	1,293	1,444	2,129
24 鳴沢村	3,709	0	857	1,800	1,052	0
25 富士河口湖町	14,326	37	710	6,700	4,609	2,269
26 小菅村	1,459	0	1,004	455	0	0
27 丹波山村	1,500	0	1,143	356	0	0
広域連合	9,912	14	725	3,936	4,358	879

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況 [平成 26 年度]

(単位：円、％)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	77.55	18.42	524,246	28,463	406,576	1674.47	1.77	14,876	8,387	249,097
2 富 士 吉 田 市	59.57	15.08	505,600	33,525	301,174	1555.83	1.97	16,303	8,293	253,641
3 都 留 市	70.08	16.38	439,505	26,827	308,022	1219.01	1.62	17,185	10,624	209,489
4 山 梨 市	91.54	18.00	483,461	26,856	442,550	1357.14	1.76	15,259	8,689	207,090
5 大 月 市	75.11	16.79	482,449	28,739	362,368	1351.79	1.75	15,961	9,114	215,756
6 韭 崎 市	75.18	18.77	484,811	25,826	364,461	1498.92	1.71	14,472	8,458	216,928
7 南アルプス市	74.06	17.95	501,733	27,949	371,585	1552.18	1.69	13,810	8,163	214,361
8 北 杜 市	75.09	17.36	466,026	26,841	349,954	1276.36	1.58	16,024	10,151	204,523
9 甲 斐 市	72.67	17.60	520,391	29,570	378,149	1677.73	1.68	14,780	8,814	247,971
10 笛 吹 市	82.12	18.04	548,542	30,410	450,446	1453.52	1.71	14,541	8,495	211,356
11 上 野 原 市	66.71	16.90	436,488	25,826	291,178	1334.36	1.71	15,959	9,335	212,956
12 甲 州 市	86.95	17.57	466,998	26,573	406,068	1309.46	1.68	17,511	10,412	229,299
13 中 央 市	70.67	18.56	526,318	28,350	371,970	1495.39	1.67	14,230	8,497	212,790
14 市川三郷町	71.64	17.62	473,483	26,869	339,184	1333.95	1.78	14,341	8,073	191,308
15 早 川 町	84.85	18.03	499,123	27,688	423,499	1249.75	1.65	12,862	7,782	160,747
16 身 延 町	91.71	17.80	463,409	26,028	424,978	1203.16	1.75	15,573	8,901	187,366
17 南 部 町	74.31	16.54	476,682	28,823	354,201	1467.20	1.64	17,395	10,588	255,223
18 富 士 川 町	74.42	16.38	454,000	27,725	337,880	1511.90	1.72	14,201	8,255	214,701
19 昭 和 町	71.85	17.53	501,622	28,613	360,395	1604.12	1.84	14,431	7,839	231,486
20 道 志 村	74.84	14.85	467,950	31,504	350,208	1301.29	1.35	19,030	14,096	247,642
21 西 桂 町	74.05	15.73	502,865	31,978	372,357	1425.23	1.80	21,962	12,202	313,012
22 忍 野 村	86.83	16.94	486,231	28,701	422,184	1501.88	1.83	16,849	9,201	253,054
23 山 中 湖 村	63.77	13.80	490,469	35,553	312,763	1466.96	1.75	19,302	11,048	283,151
24 鳴 沢 村	56.45	15.22	565,098	37,119	318,985	1358.39	1.69	14,718	8,730	199,934
25 富士河口湖町	65.28	15.25	543,560	35,650	354,861	1503.62	1.93	17,671	9,150	265,708
26 小 菅 村	88.35	17.68	558,394	31,591	493,338	1556.31	1.60	14,355	8,964	223,411
27 丹 波 山 村	68.87	16.72	444,456	26,584	306,088	1376.42	1.60	15,507	9,667	213,443
広 域 連 合	76.02	17.58	499,209	28,390	379,486	1485.07	1.74	15,327	8,817	227,613

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	199.27	2.19	15,461	7,070	30,809	1951.29	2.48	35,181	14,200	686,482
2 富 士 吉 田 市	167.99	2.38	16,016	6,740	26,905	1783.38	2.44	32,619	13,354	581,719
3 都 留 市	145.08	2.09	16,425	7,869	23,829	1434.18	2.39	37,746	15,815	541,340
4 山 梨 市	170.32	1.95	16,088	8,233	27,402	1619.00	2.70	41,819	15,514	677,042
5 大 月 市	175.91	2.31	15,210	6,574	26,756	1602.81	2.52	37,739	14,990	604,879
6 韭 崎 市	152.89	2.26	16,779	7,409	25,654	1726.98	2.50	35,150	14,045	607,043
7 南アルプス市	153.32	2.22	15,828	7,120	24,268	1779.56	2.41	34,290	14,203	610,214
8 北 杜 市	155.61	2.03	15,046	7,429	23,413	1507.06	2.41	38,345	15,904	577,889
9 甲 斐 市	194.37	2.16	14,645	6,784	28,465	1944.76	2.32	33,659	14,509	654,585
10 笛 吹 市	153.79	2.27	16,255	7,163	24,998	1689.43	2.56	40,653	15,905	686,800
11 上 野 原 市	206.87	2.18	15,425	7,066	31,908	1607.94	2.40	33,337	13,886	536,042
12 甲 州 市	143.71	2.10	15,965	7,604	22,944	1540.13	2.62	42,744	16,327	658,311
13 中 央 市	187.00	2.35	14,386	6,117	26,901	1753.06	2.43	34,891	14,371	611,660
14 市川三郷町	148.73	2.32	16,426	7,066	24,431	1554.32	2.56	35,702	13,950	554,923
15 早 川 町	96.21	2.03	15,593	7,666	15,003	1430.81	2.65	41,882	15,808	599,248
16 身 延 町	119.18	2.20	16,418	7,458	19,567	1414.05	2.83	44,688	15,797	631,911
17 南 部 町	181.41	1.94	14,024	7,223	25,440	1722.92	2.32	36,848	15,905	634,864
18 富 士 川 町	127.78	2.23	15,885	7,130	20,298	1714.11	2.39	33,421	13,958	572,879
19 昭 和 町	182.14	2.24	14,616	6,532	26,621	1858.10	2.49	33,287	13,387	618,502
20 道 志 村	160.00	2.22	12,658	5,703	20,253	1536.13	2.10	40,238	19,175	618,103
21 西 桂 町	126.32	2.29	18,486	8,062	23,351	1625.59	2.47	43,598	17,632	708,720
22 忍 野 村	190.59	2.06	14,950	7,260	28,492	1779.30	2.59	39,551	15,253	703,730
23 山 中 湖 村	180.00	2.33	14,617	6,280	26,311	1710.72	2.26	36,372	16,113	622,224
24 鳴 沢 村	283.94	1.53	15,040	9,811	42,702	1698.78	2.11	33,060	15,666	561,622
25 富士河口湖町	147.42	2.36	15,848	6,724	23,363	1716.32	2.47	37,518	15,163	643,933
26 小 菅 村	135.92	2.28	19,777	8,680	26,881	1780.58	2.45	41,763	17,042	743,631
27 丹 波 山 村	113.68	2.42	17,155	7,091	19,502	1558.96	2.33	34,576	14,831	539,032
広 域 連 合	170.36	2.19	15,594	7,126	26,566	1731.44	2.48	36,597	14,767	633,665

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年 3 回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ 10 割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

<平成 26 年度医療費通知送付状況>

送付月	送付件数
平成 26 年 07 月	110,801 件
平成 26 年 11 月	111,494 件
平成 27 年 03 月	111,892 件
合 計	334,187 件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
25年度	30,649 件
26年度	38,040 件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
22 年度	688 件	109,265,782
23 年度	615 件	114,996,748
24 年度	581 件	82,212,876
25 年度	780 件	104,985,218
26 年度	987 件	159,765,056

(4) 重複・頻回受診者への訪問指導

重複・頻回受診者に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診 ※3か月連続してレセプト4枚以上（同一診療科3枚以上または同一疾病複数枚）	93 人
頻回受診 ※3か月連続して受診回数15回以上	42 人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げる他、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 長寿健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

<長寿健康増進事業実施状況>

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
22 年度	7 市町村	7 事業	人間ドック等健診事業	30,608,000 円
23 年度	8 市町村	8 事業	人間ドック等健診事業	36,216,000 円
24 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	43,168,000 円
25 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	46,618,000 円
26 年度	9 市町村	10 事業	認知症予防教室、健康づくり教室、人間ドック等健診事業	56,887,000 円

(2) 健康診査事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	18.0%	18.0%	15.5%	15.9%	16.9%
	対象者数	107,955 人	109,750 人	110,038 人	111,217 人	108,543 人
	実施者数	19,430 人	19,755 人	17,057 人	17,642 人	18,347 人
実 績 (結 果)	受 診 率	13.53%	14.06%	15.45%	15.81%	16.72%
	対象者数	111,261 人	108,960 人	106,770 人	107,847 人	108,602 人
	実施者数	15,049 人	15,319 人	16,496 人	17,056 人	18,161 人
健康診査事業費補助金額		24,896,000 円	33,600,000 円	41,848,000 円	45,016,000 円	52,086,000 円

● 市町村別交付額の状況 [平成 26 年度]

(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数	(参考) 人間ドックを 含む受診率
1 甲 府 市	24,169	1,502	6.21	4,602,000	1,318	11.67
2 富 士 吉 田 市	6,030	519	8.61	1,694,000	—	8.61
3 都 留 市	4,047	639	15.79	1,909,000	—	15.79
4 山 梨 市	5,506	175	3.18	532,000	121	5.38
5 大 月 市	4,223	501	11.86	1,627,000	—	11.86
6 韮 崎 市	3,923	1,002	25.54	2,483,000	—	25.54
7 南アルプス市	7,946	2,369	29.81	7,090,000	—	29.81
8 北 杜 市	7,671	1,812	23.62	4,966,000	—	23.62
9 甲 斐 市	6,017	1,459	24.25	3,341,000	531	33.07
10 笛 吹 市	9,031	1,662	18.40	4,962,000	—	18.40
11 上 野 原 市	3,457	362	10.47	1,064,000	79	12.76
12 甲 州 市	5,557	802	14.43	1,831,000	—	14.43
13 中 央 市	2,609	416	15.94	1,257,000	—	15.94
14 市 川 三 郷 町	3,154	968	30.69	2,979,000	—	30.69
15 早 川 町	340	156	45.88	510,000	2	46.47
16 身 延 町	3,340	947	28.35	2,880,000	—	28.35
17 南 部 町	1,865	699	37.48	2,087,000	—	37.48
18 富 士 川 町	2,623	899	34.27	2,745,000	—	34.27
19 昭 和 町	1,380	505	36.59	1,235,000	—	36.59
20 道 志 村	317	77	24.29	215,000	—	24.29
21 西 桂 町	525	72	13.71	201,000	—	13.71
22 忍 野 村	652	140	21.47	414,000	30	26.07
23 山 中 湖 村	634	210	33.12	627,000	—	33.12
24 鳴 沢 村	332	16	4.82	45,000	30	13.86
25 富士河口湖町	2,888	158	5.47	475,000	—	5.47
26 小 菅 村	165	49	29.70	170,000	—	29.70
27 丹 波 山 村	201	45	22.39	145,000	16	30.35
広 域 連 合	108,602	18,161	16.72	52,086,000	2,127	18.68

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	—	—	—	—	—
	対象者数	—	—	—	—	—
	実施者数	—	—	—	—	—
実 績 (結 果)	受 診 率	—	—	—	—	2.09%
	対象者数	—	—	—	—	19,072 人
	実施者数	—	—	—	—	399 人
健康診査事業費補助金額		—	—	—	—	406,000 円

● 市町村別交付額の状況（歯科） [平成 26 年度]

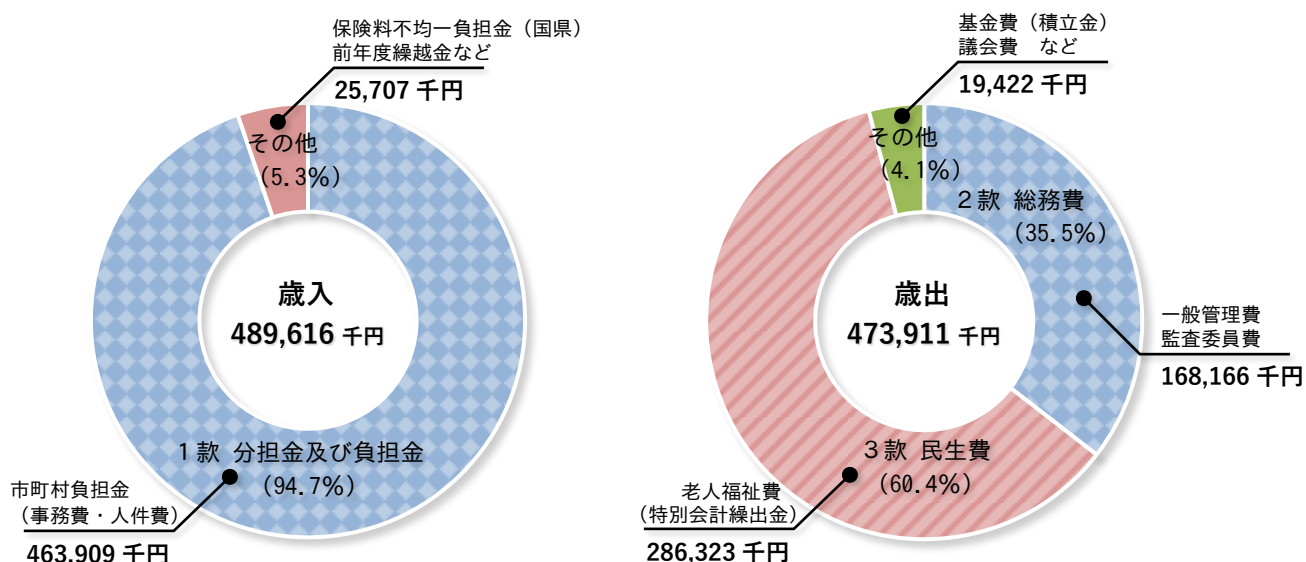
(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1 大 月 市	4,223	44	1.04	102,000
2 甲 斐 市	6,017	143	2.38	200,000
3 甲 州 市	5,557	28	0.50	61,000
4 富 士 川 町	2,623	182	6.94	41,000
5 忍 野 村	652	2	0.31	2,000
広 域 連 合	19,072	399	2.09	406,000

8 決算の状況〔平成 26 年度〕

（１）一般会計

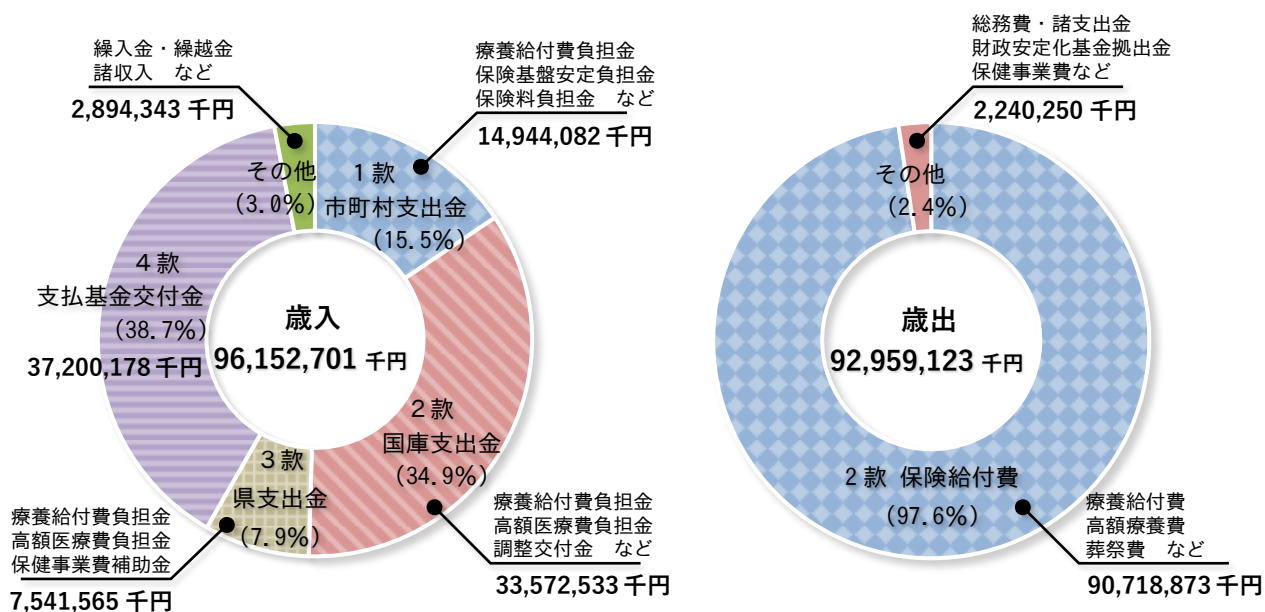
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（１款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の６割を占める特別会計への繰出金（３款 民生費）が主なものです。



（２）後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条）

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の９割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
21 年度	57,067,496	▲2,932,504	0
22 年度	71,137,404	14,069,908	0
23 年度	81,375,965	10,238,561	0
24 年度	33,755,573	▲47,620,392	0
25 年度	42,754,419	8,998,846	0
26 年度	57,636,118	14,881,699	0

イ 山梨県後期高齢者医療制度臨時特例基金

(国の交付金を財源として、保険料の減額や、制度の啓発広報などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
21 年度	1,419,573,125	1,262,962,026	▲342,683,402
22 年度	1,362,801,336	▲56,771,789	▲272,174,168
23 年度	1,184,354,671	▲178,446,665	▲314,369,819
24 年度	1,165,309,782	▲19,044,889	▲321,380,413
25 年度	501,204,150	▲664,105,632	307,270,105
26 年度	449,660,999	▲51,543,151	▲305,933,979

ウ 山梨県後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
21 年度	1,057,340,000	1,057,340,000	44,514,000
22 年度	582,180,435	▲475,159,565	748,714,000
23 年度	876,475,780	294,295,345	681
24 年度	435,097,489	▲441,378,291	757,222,763
25 年度	1,192,795,557	757,698,068	▲4,327,625
26 年度	1,188,997,312	▲3,798,245	219,604,620

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
21 年度	435,197,981	0.09%	0
22 年度	666,630,999	0.09%	0
23 年度	899,092,947	0.09%	0
24 年度	1,153,772,536	0.09%	0
25 年度	1,408,459,911	0.09%	0
26 年度	1,409,372,314	0.00%	0

※ 26 年度・27 年度については、拠出は行わない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	25 年度	26 年度	25～26 増減額	25～26 増減率
1 款 分担金及び負担金	454,926,952	463,909,444	8,982,492	1.97
市町村負担金	454,926,952	463,909,444	8,982,492	1.97
2 款 国庫支出金	327,090	0	▲327,090	皆減
保険料不均一賦課負担金	327,090	0	▲327,090	皆減
3 款 県支出金	327,090	0	▲327,090	皆減
保険料不均一賦課負担金	327,090	0	▲327,090	皆減
4 款 財産収入	334,190	207,443	▲126,747	▲37.92
利子及び配当金	334,190	207,443	▲126,747	▲37.92
5 款 繰入金	0	3,364,000	3,364,000	皆増
財政調整基金繰入金	0	3,364,000	3,364,000	皆増
6 款 繰越金	17,962,667	22,026,884	4,064,217	22.62
繰越金	17,962,667	22,026,884	4,064,217	22.62
7 款 諸収入	117,169	109,126	▲8,043	▲6.86
預金利子	117,159	107,576	▲9,583	▲8.17
雑入	10	1,550	1,440	144.00
歳 入 計	473,995,158	489,616,897	15,621,739	3.29

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	25 年度	26 年度	25～26 増減額	25～26 増減率
1 款 議会費	1,032,068	988,553	▲43,515	▲4.21
議会費	1,032,068	988,553	▲43,515	▲4.21
2 款 総務費	160,685,336	168,166,372	7,481,036	4.65
一般管理費	160,437,606	167,924,348	7,486,742	4.66
公平委員会費	0	0	0	—
選挙管理委員会費	0	0	0	—
監査委員費	247,730	242,024	▲5,706	▲2.30
3 款 民生費	280,933,680	286,322,784	5,389,104	1.91
老人福祉費	280,933,680	286,322,784	5,389,104	1.91
4 款 諸支出金	9,317,190	18,432,443	9,115,253	97.83
財政調整基金費	8,998,846	18,245,699	9,246,853	102.75
臨時特例基金費	318,344	186,744	▲131,600	▲41.33
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	451,968,274	473,910,152	21,941,878	4.85
歳入歳出差引額	22,026,884	15,706,745	▲6,320,139	▲28.69

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	25 年度	26 年度	25～26 増減額	25～26 増減率
1 款 市町村支出金	14,646,911,178	14,944,082,312	297,171,134	2.02
保険料等負担金	5,797,930,799	5,838,313,614	40,382,815	0.69
療養給付費負担金	7,072,581,844	7,188,280,496	115,698,652	1.63
保険基盤安定負担金	1,776,398,535	1,917,488,202	141,089,667	7.94
2 款 国庫支出金	30,929,460,718	33,572,532,714	2,643,071,996	8.54
療養給付費負担金	22,065,648,000	23,722,863,419	1,657,215,419	7.51
高額医療費負担金	288,080,634	294,083,790	6,003,156	2.08
調整交付金	8,555,828,000	8,915,365,000	359,537,000	4.20
事業費補助金	19,786,084	20,270,539	484,455	2.44
円滑運営臨時特例交付金	0	619,916,966	619,916,966	皆増
災害臨時特例補助金	118,000	33,000	▲85,000	▲72.03
円滑運営事業費補助金	—	—	—	—
3 款 県支出金	7,483,223,360	7,541,564,815	58,341,455	0.77
療養給付費負担金	7,171,961,726	7,221,235,025	49,273,299	0.68
高額医療費負担金	288,080,634	294,083,790	6,003,156	2.08
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	23,181,000	26,246,000	3,065,000	13.22
4 款 支払基金交付金	36,958,736,308	37,200,177,927	241,441,619	0.65
後期高齢者交付金	36,958,736,308	37,200,177,927	241,441,619	0.65
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	10,819,846	13,571,347	2,751,501	36.76
特別高額医療費共同事業交付金	10,819,846	13,571,347	2,751,501	36.76
6 款 財産収入	475,305	529,380	54,075	11.37
利子及び配当金	475,305	529,380	54,075	11.37
7 款 繰入金	940,908,166	951,357,165	10,448,999	1.11
一般会計繰入金	280,933,680	286,322,784	5,389,104	1.91
臨時特例基金繰入金	655,646,861	665,034,381	9,387,520	1.43
後期高齢者医療給付基金繰入金	4,327,625	0	▲4,327,625	皆減
8 款 繰越金	1,451,757,656	1,753,265,122	301,507,466	20.76
繰越金	1,451,757,656	1,753,265,122	301,507,466	20.76
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	144,606,662	175,620,624	31,013,962	21.44
延滞金	206,350	113,170	▲93,180	▲45.15
過料	0	0	0	—
加算金	0	0	0	—
預金利子	4,259,556	3,462,351	▲797,205	▲18.71
第三者納付金	104,985,218	159,765,056	54,779,838	52.17
返納金	35,155,538	12,280,047	▲22,875,491	▲65.09
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	92,566,899,199	96,152,701,406	3,585,802,207	3.87

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	25 年度	26 年度	25～26 増減額	25～26 増減率
1 款 総務費	289,864,263	299,150,686	9,286,423	3.20
一般管理費	289,864,263	299,150,686	9,286,423	3.20
2 款 保険給付費	89,371,113,066	90,718,873,105	1,347,760,039	1.50
療養給付費	84,068,473,723	85,341,364,849	1,272,891,126	1.51
訪問看護療養費	251,734,700	275,814,016	24,079,316	9.56
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	0	0	—
審査支払手数料	239,450,250	243,881,940	4,431,690	1.85
療養費	1,064,635,607	1,035,709,653	▲28,925,954	▲2.71
高額療養費	3,338,015,644	3,384,600,965	46,585,321	1.39
高額介護合算療養費	66,653,142	73,851,682	7,198,540	10.80
葬祭費	342,150,000	363,650,000	21,500,000	6.28
3 款 県財政安定化基金拠出金	84,340,000	0	▲84,340,000	皆減
県財政安定化基金拠出金	84,340,000	0	▲84,340,000	皆減
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金	8,689,390	9,456,137	766,747	8.82
共同事業拠出金	6,583,767	9,390,561	2,806,794	42.63
共同事業事務費拠出金	66,507	65,576	▲931	▲1.39
5 款 保健事業費	93,030,000	109,429,000	16,399,000	17.62
健康診査費	46,362,000	52,492,000	6,130,000	13.22
その他健康保持増進費	46,668,000	56,937,000	10,269,000	22.00
6 款 基金積立金	475,305	840,050,966	839,575,661	176,639.34
臨時特例基金積立金	0	619,916,966	619,916,966	皆増
医療給付基金積立金	475,305	220,134,000	219,658,695	46,214.26
7 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
8 款 諸支出金	968,161,169	982,162,339	14,001,170	1.44
保険料還付金	11,460,780	9,930,740	▲1,530,040	▲13.35
償還金	956,648,589	972,152,799	15,504,210	1.62
還付加算金	51,800	78,800	27,000	52.12
9 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	90,813,634,077	92,959,122,233	2,145,488,156	2.36
歳入歳出差引額	1,753,265,122	3,193,579,173	1,440,314,051	82.15

後期高齢者医療制度の概要（平成 26 年度版）

平成 27 年 10 月 発行
平成 27 年 12 月 改訂
平成 28 年 6 月 改訂

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35
山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
